

平成27年度 第2回生駒市環境審議会 会議録

1 開催日時 平成27年12月18日(金) 9時30分～12時10分

2 開催場所 生駒市役所 4階 大会議室

3 審議事項

(1) 「生駒市路上喫煙防止条例(案)」について

(2) 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」について

(3) 環境白書について

(4) その他

(以下、敬称略)

4 会議出席者

会長 榎村久子

副会長 中西達也

委員 中谷尚敬 下村晴意 桂明宏 藤堂宏子 森田壽志

中田建彦 西岡英俊 矢田千鶴子 遊津隆義 濱崎文紀 小山彩

事務局 奥谷長嗣 環境経済部長

川島健司 環境モデル都市推進課長

辻中伸弘 環境事業課長

近藤桂子 健康課長

佐伯敏彦 環境モデル都市推進課課長補佐

後藤裕子 環境モデル都市推進課課長補佐

大窪奈都子 環境事業課課長補佐

大熊啓文 環境モデル都市推進課環境保全係長

竹田有希 環境モデル都市推進課地球温暖化対策係員

5 傍聴者 1名

9時30分 開会

6 審議内容

(1) 開会

(2) 会長あいさつ フランスで開催されていたCOP21も終わり、環境も次のステージに入ってきている。今日も忌憚のない意見を交わしながら、議論ができればと思う。

(3) 委員紹介 新たに就任した公募委員2名を事務局より紹介。

濱崎文紀委員 行政的なことに参加するのは初めて。こういった会議に参加させて頂いて、環境についてより一層深めていきたい。

小山彩委員 一市民として意見を言っていきたい。

(4) 審議事項

以下、発言要旨。

- 榎村久子会長** 会議の成立について事務局に報告を求める発言。
- 事務局** 会議の成立について報告。全委員14名のうち現時点で12名の出席により会議は成立。
- 榎村久子会長** 事務局に傍聴者の報告を求める発言。
- 事務局** 傍聴者は1名の旨報告。
- 榎村久子会長** 案件1「『生駒市路上喫煙防止条例(案)』について」審議を宣告。
- 事務局** 事務局に説明を求める発言あり。
- 前回の環境審議会で路上喫煙防止条例の今後の予定について、12月の議会で条例を上程する旨を説明した。しかし、パブリックコメントの意見で、「公共施設で喫煙場所が少ない」「道路での喫煙を制限される」「外での喫煙場所を確保して欲しい」等の意見があった。公共施設での喫煙の在り方、分煙設備の設置等、協議に時間を要し12月の市議会に間に合わないため、3月議会での上程に変更する予定との発言。
- 事前に配布した「『生駒市路上喫煙防止条例(案)』パブリックコメントでいただいたご意見と市の考え方」「生駒市路上喫煙防止条例(案)」をもとに説明。
- 榎村久子会長** 委員からの質問、意見を求める発言。
- 遊津隆義委員** パブリックコメントにも記載されているが、ポイ捨ては減っていない。条例が施行された次の日から隣の市や町の川にポイ捨てされることがあるため、隣の平群町等と連携してもらいたいとの発言。
- 矢田千鶴子委員** パブリックコメントの「喫煙所を確保すべきでないという意見」のところで「煙を極力拡散させないための仕切り(パーテーション)を設置するなど」とあるが、パーテーションで仕切って喫煙場所を設置すると煙は拡散するので配慮頂きたいとの発言。
- 桂明宏委員** 重点地域の設定手続きについて、第7条には重点地域を市長が設定することができる旨が書いてあるが、事務局の説明にあった「地域の状況を踏まえて市民や関係団体の皆さんの意見を伺った上で」という内容が条例には書かれていない。施行規則で書かれると思うが、第7条の中で「施行規則に基づいて」というような手続きに関する規定を設けなくてよいのかとの質問。
- 事務局** 路上喫煙防止条例制定検討の過程で会議でも報告したが、西の京病院の先生と郡山保健所の方に入ってもらい、路上喫煙の防止対策懇話会を設置して、条文等の意見を頂いた。重点地区を設置するエリアについて色々な意見があるが、基本的には駅前、人混みの多い所と考えている。懇話会を母体にして地元の住民の方にも入って頂き、新たに意見を頂く組織を作っていく。その上で慎重な議論を経て検討していく手続きで進めていきたいとの発言。
- 榎村久子会長** 懇話会を母体に、とのことだが、既に動いている懇話会なのかとの質問。
- 事務局** 条例を制定するために意見を聴く懇話会なので、今は一時中断している

との発言。

榎村久子会長

誰が条例の内容を決めるのかは、皆関心がある。

委員からの質問、意見を求める発言。

中西達也委員

規則に書き込むと拘束される。懇話会がどういった方々で構成されているか分からないが、非喫煙者ばかりが集まった懇話会だと問題がある。喫煙者も含めた上で議論していかないといけない。公平性、中立性が担保されているのか気になる。懇話会等で意見を求めるのであれば、解説の中で触れておけばよい。市長が勝手に決めるのではない、ということがわかるように書いた方がよいのではないかと発言。

榎村久子会長

懇話会の設置がどのようなメンバー構成で、何を決めるのか、どういことを審議しているのか、きっちりと位置づけをした方がよい。そうでないと市民も妥当性に疑義を持つ。どこかに文章を残した方がよいとの発言。

中西達也委員

第7条の解説の中で、メンバーの公平性は行政で配慮している旨一言触れておけばよいとの発言。

事務局

懇話会について、市域全体から代表で入って頂いたり、学識の方に入って頂いたり、マクロ的な視点で検討してもらった。実際に重点区域を指定するとなれば、指定区域に住んでいる方の意見も踏まえないといけない。喫煙者の意見も聴かないといけない。懇話会のメンバー、地域住民、喫煙者の三者での協議が必要だと懇話会からも報告があるとの説明。

西岡英俊委員

路上喫煙防止条例の内容・趣旨には賛同する。事業者の役割や取組みが重要だと認識している。第3条で事業者に対して支援を行うと規定されているが、具体的にはどういった支援を想定しているのかとの質問。

事務局

公共施設だけではなく、店舗の入口における灰皿は出入りされる人の受動喫煙の原因になる。路上喫煙防止条例を基に灰皿の移動等を求めている。例えば、啓発のためのシール、ポスターやチラシを貼っての協力等積極的に実施している店舗、事業者ということを市民の方に訴える手段を提供したり、灰皿の移動や場所等の相談にのるといったことから支援として協力していきたいとの発言。

下村晴意委員

厚生労働省から、一定の従業員がいるところには補助があることを事業者には伝えればよいのではないかと質問。

事務局

厚生労働省の補助は、ある一定の従業員以上の会社になる。支援は、生駒市内の小さな事業所等を視野に入れており、市で決まったことをポスターやシール等で協力を求めている。市民の方々にも協力を求めるような呼びかけをしていきたいとの発言。

藤堂宏子委員

市民病院について、入院されている方でも喫煙者の可能性がある。他の病院だが、入院患者さんが外へ出てきて煙草を吸われる。裏側の方だが病院に出入りする通路になっているところ。病院というのは、健康を害して来る人が多いところであるが、その点についても配慮して頂きたいとの発言。

森田壽志委員

平成28年10月1日から施行と書いているが、知らない人も多いと思う。啓発活動は平成28年4月から始める予定なのかとの質問。

事務局

条例を来年3月に上程し承認をもらえれば、年度が変わってから横断

幕、チラシ、ポスターなどを作って、10月1日の施行に向けて取り組んでいく。一方で、コミュニティ施設は施設内禁煙であり、喫煙者は路上で吸われている。路上も条例で禁止となれば、どこで吸うのかといった意見もパブリックコメント等で頂いている。コミュニティ施設や文化施設の中で分煙コーナーを平成28年の上半期で設置し、10月1日からの施行を迎える。啓発と同時に市民の方々へ周知を行っていききたいとの発言。

濱崎文紀委員

第9条、第10条について、「市長は違反している者に対して勧告することができる」とあるが、市民同士で注意して、いざこざが起こる場合がある。そのような場合、行政はどのような関り方ができるのか。例えば、近所の人が市役所に通告した場合は、どのような対応をされるのかとの質問。

事務局

仮に路上喫煙の連絡を頂いた場合、吸われている実態を見た上での対応になる。実態を確認しに行く途中で吸い終わると、対応は難しい。市で路上喫煙防止条例が決まったこと、協力をお願いする、という注意を促すことはできる。吸える所で吸って頂くという意識に変えていくことが主目的であって、路上喫煙を行ったからといって連絡を頂いても、市が現場を見に行くのは、正直なところ難しいとの発言。

榎村久子会長

以前から誰が注意するのか、誰が勧告するのか、といった意見が出ていたが、どのように勧告するのかは規則の中で触れるのかとの質問。

事務局

勧告、命令は行政の職務になる。行政処分の要素が強いので一般市民の方にして頂くのは難しい。重点地区を定めた時に、定期的なパトロールや放置自転車防止の指導員の方に兼任で、路上喫煙防止の指導も行って頂くことを考えている。

榎村久子会長

具体的な運用についても、市民の方たちは疑問を持つと思うので、誰が勧告していくのか等は、きっちり決めて頂きたいとの発言。

中田建彦委員

施行された場合、外部から来られた方への啓発、周知は看板等でされたいと思うが、色々な言葉で表現して世界へ繋がるような感じの条例であれば良いのではないかと発言。

榎村久子会長

煙だけでなく、路地や道路に、たくさんの吸い殻を車から捨てているようなところもあるとの発言。

中田建彦委員

そのようなことに対しても啓発が大事だとの発言。

矢田千鶴子委員

啓発に関しては看板やのぼり等で対応されると思うが、できる範囲が限られてくると思う。例えば、重点地域がわかるように道路にマーキングすると良いが、ほぼ不可能な意見だとは思っている。ただ、のぼりのような啓発だけでなく、エリアがはっきりするようなことを、何か考えて頂きたいとの発言。

小山彩委員

啓発について喫煙者にも禁煙をしてもらうことも考えられる。例えば、病院に行って禁煙をするといった方法もあるが、ポスター等で禁煙を啓発する取組みはしているのかとの質問。

事務局

今現在、禁煙の相談に関しては健康課で行っている。例えば、がん検診の方には禁煙の相談や禁煙外来を実施している医療機関の情報提供をしている。全ての方に行きわたっていないのが現状であるが、ホームページ

等で啓発を広げていきたいと考えているとの発言。

中西達也委員

「生駒市路上喫煙防止条例(案)」の資料だが、第1条の解説2行目では「被害また、」となっているのに第4条・6条は「、また、」と用語の使い方が統一されていない。「本条例の目的は」の前の空欄は詰める必要がある。「本条例に基づく施策は」のところが一文字下がっていないが、こういった箇所があちこちで散見される。第2条の解説だが、(1)の「公園などの不特定多数」と(4)の「公園など不特定多数」の表現が統一されていない。(3)の「老人クラブなど」の後ろが空欄になっているので、詰める必要がある。第3条の条文について、第2項の「市民等及び事業者」と第3項の「市民等、事業者」と異なる表現をしているが、特別な意味があるのか。なければ統一した方が良い。また、解説の4行目「非喫煙者も含めた意識の向上が」とあるが、非喫煙者の方が読まれた際に自分たちの意識が低いのかとならないか。「意識の向上」と表現すると意識が低いと誤解を与えるのではないかと危惧している。第6条の解説で「持物」とあるが、第7条の解説では「持ち物」となっているので、表現を統一した方が良い。第9条の解説3行目で「勧告とは～を促す行為を言います」とあるが、発言するわけではないのでひらがなの「いいます」が良い。第10条の解説だが、「『指導』や『勧告』があり～『命令』を行うことができるものです」とあるが、「『指導』や『勧告』があり」と表現されていけば「『命令』がある」といった形で文章を終わらないといけない。「『勧告』に従わない場合は、行政処分として行う『命令』があります」と訂正してはどうか。「違反行為について従わない場合は」とあるが、端的に「路上喫煙禁止重点地区において「命令」に従わない場合には」に変えてはどうか。「なお、『命令』は行政処分にあたるため、事前に行政手続条例に基づく弁明の機会を付与する必要があります」とあるが、第12条の解説下から4行目で「過料処分を受ける者には～弁明の機会を与える必要があります」と地方自治法を根拠とした書き方をしている。どちらかに統一する必要があると思う。第12条本文で「第10条第1項」と書いてあるが第10条は2項がないので「第10条」が良いのではないか。附則のところで、「次項」と書いてあるが、「次のページ」の方がわかりやすい。条例の内容については大賛成との発言。

榎村久子会長

意見を勘案し、指摘があったところは直してください。直したものを3月の議会にかけられるということでの発言。

案件1について審議を終了。

案件2「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」について審議を宣告。

事務局に説明を求める発言。

事務局

事務局より配布資料「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条約制定に向けて」と「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の骨子(素案)」をもとに説明。

榎村久子会長

委員からの質問、意見を求める発言。

資料の写真は現状で、このような所が現在あるのかとの質問

- 事務局** 生駒市内の現場写真であるとの発言。
- 榎村久子会長** 既に埋め立てられた所があるのかとの質問。
- 事務局** 現場確認し、県と共に是正をしている。条例等がないので、事業者も安易に考えている。そのため今回の条例を考えているとの発言。
- 矢田千鶴子委員** 予定について質問したい。前回の環境審議会で路上喫煙防止条例は、比較的体を成していた。今回は骨子ということで、条例の体を成していない。条例の案を示して頂き、その案を審議会で審議する。議会に上程される前にもう一度、審議会を開かれると思うが、その時に初めて案を見る形になる。そういったスケジュールをどう考えているのか。中身はともかく、条例が必要なのは理解しているとの発言。
- 榎村久子会長** スケジュールについて、パブリックコメント手続きや罰則についてなど必要な手続きを進め、3月又は6月に提案すると書いてあるが、どのようなスケジュールなのかとの質問。
- 事務局** 今日は本当に骨子だけ。今、行政として判断に苦しんでいるところが「(6)土地所有者の責務」である。原因を作ったのは工事主だが、貸した者にどの程度、責任を持って頂くか。関係法令との整合がきちりできていない。京田辺市や平群町では土地所有者についての条文は入っていない。先行事例があるので、条例は作りやすい。ただ、今述べたように入っていない部分があるので、検察庁等の関係機関と協議していきたいと考えており、もう少し時間が必要である。方向性が決まった段階で、改めて環境審議会で審議を頂き、パブリックコメントを実施した上で、議会に上程する。スムーズに進むのか、進まないのか明確でないということで「3月又は6月」と書いてあることをご理解頂きたいとの発言。
- 榎村久子会長** 委員からの質問、意見を求める発言。
- 藤堂宏子委員** 北地区の学研第2工区で、放置されている事例がある。自治会が苦勞しており、奈良県や生駒市に相談した際、現在は規制する術がないとのことだった。県としては書類上の条件が揃えば、許可をするしかない。地元としては止めようがないし、非常にジレンマがある。市の規制は地元としてはありがたい。なるべくすみやかに条例化して頂きたい。北地区以外にも生駒市には空いている土地があるので、生駒市内の環境を守っていくためには重要な条例になっていく。ぜひ良い形で条例化をお願いしたいとの発言。
- 榎村久子会長** 条例がないというのに驚いた。奈良県でなかったのが珍しいとの発言。
- 中田建彦委員** 農地の場合、土砂を採取して工事することが多い。届出だけで済み、内容についてはタッチできない。「(6)土地所有者の責務」については、実効性を確保してもらいたい。北地区などの県境で起こる。耕作放棄地が進んでおり、地主の方も耕作放棄地については課税強化するとの流れもある。規制ばかりではなく、どうすれば活用されていくか考えた上で進めて頂きたいとの発言。
- 中西達也委員** 土地所有者の責務と書くと所有者の負担だけが増えるイメージがある。貸す段階で慎重な判断をされることになると思う。土地所有者の責務というのは、撤去する主体を増やすという意味ではなく、貸す段階で注意して

くださいねと言う狙いがあると思う。その点をどこかで触れた方が良い。意見として工作物の所有者が無過失責任を負った際との関係で出来ないことはないと思う。他の条例が規定を設けていないのは、それなりの理由があると思うので理由をしっかりと調べ、その内容を入れて頂いた方が、色々な意味で実効性が高まると思うとの発言。

事務局

山については、ある一定の期間貸してくれたら無償で土をとってフラットにするというのがある。山のきれいな土は販売される。フラットで止めれば良いのだが、売れる土はどんどん掘って、売って、埋戻しの際に産業廃棄物の様な残土を入れられる。上の50センチくらいはきれいな土にして、きれいにしましたというケースが多い。貸す時に、無償ほど高いものはないという考え方を土地の所有者に持って頂き、きっちり業者と話をさせて頂く。そうでないと、なかなか止まらない。業者は逃げ得になり、所有者も地域の方々も困るので、防止するために、しっかりと考えた上で行ってもらいたい、ということを入れたい。そういった部分で現在苦労しているとの発言。

下村晴意委員

他自治体で土地所有者の責務の規定をおいていない理由は調べているのかとの質問。

事務局

法的に責任を負うのは行為を起こした人である。土地所有者は善意の第三者なのか、共同しているのか、どのように整理するのか、大変難しいところとであるとの発言。

中西達也委員

民法上は、まず占有者が責任を負う。占有者が責任をとらない場合、無過失で土地所有者にも責任がいく。ただ、土地の形状があるがままの状態で責任を取るのか、何かが大きく変わってしまって無過失の責任というのはおかしい。過失がなければ借りた側と貸した側とをつなぐものが無くなってしまいうので、条例に入っていないのかもしれないとの発言。

事務局

それらの点について、きっちりと勉強し、検討してから盛り込む時間を頂きたいとの発言。

榎村久子会長

色々と材料を集めて、検討して頂きたいとの発言。

西岡英俊委員

都市計画や土地の用途、地目に一切関係なく全部に網をかける考え方なのか。農地の整備とあったが、田んぼ2枚を1枚にするといったことにもかかってくるのかとの質問。

事務局

都市計画法や宅地造成法は、何かをする目的に対して規制がある。今回は、行為に対する規制。宅地造成法は、山から農地にする場合は適用外になる。今現在、何の規制もない形になっているので、そうではなく行為全体を捉えて対応するというのが今回の考え方であるとの発言。

西岡英俊委員

田んぼを整備する方が余計なコストや手間がかからないのかとの質問。

中田建彦委員

農地の場合、農地法の適用がある。少なくとも何年以上、耕作しないといけないしぼりがある。権利の移転や内容の変更等についてもしぼりがあると思う。第2工区は事実上の都市計画区域で届出だけで出来るなかで、農地に対しては届出もせず一気に埋め立ててしまえということがある。第2工区はきっちりとした規制の中でやってもらいたい。影響を受けるのは近隣の住民なので早くして欲しいという思いがある。農地については、

管理者等にも責務があると考えているとの発言。

藤堂宏子委員

第2工区については現在、出てきている事案は1件だが、1件事例ができる連鎖反応が出てくることを危惧しているとの発言。

榎村久子会長

急いで手を打つ必要がある状況のようだが、今は第2工区だけなのかとの質問。

事務局

第2工区だけではなく、小さい事例は生駒市内の他の場所でもあるとの発言。

藤堂宏子委員

ひかりが丘の住宅地近隣でも何か所か以前に事例があった。凄い穴が掘ってあり、県にも市にも相談し、見に行ってもらったが、どうしようもなく何を埋めたのかわからない状況になっている所もあるとの発言。

榎村久子会長

水質汚染の問題や崩壊の問題もあり、色々な状況が起こることが考えられるので生駒市は早急に手を打たないといけないかと思う。条例を作っていくにあたり、委員からの質問、意見を求める発言。

西岡英俊委員

規制は、土砂の堆積ではなく面積なのかとの質問。

事務局

先行している自治体を見ると、面積のところが多し。土量の立米規制のところもある。500平米以上としたのは、開発行為と同じ面積にした。業者の採算性を考えると、500平米未満だと採算性がない。500平米以上かつ土量はどうするのかということを経後の課題として検討していくとの発言。

遊津隆義委員

該当する対象の範囲はどこまでなのか。資料に記載している「緑化に心がけること」とあるが、どこまで規制できるのか心配との発言。

事務局

今回の条例で一番の狙いは、500平米以上を無届で行ったことに対し、条例に基づいて警察に被害届を出すことで市が警察とともに動けるようになることである。行政指導だとお願いだけしかできない。その点が全然違ってくるとの発言。

榎村久子会長

今から協議するのかとの質問。

事務局

協議するとの発言。

中西達也委員

もし条例をつくって、中止措置命令等を入れるのであれば、それを実行しないと意味がない。以前、環境省から、措置命令等を積極的に出すようにとの通達が出されたのに、県が出さないのでも県庁に出向いたことがある。行政代執行でお金がかかるから出さないと言われがっかりした。条例が出来た後は、実行性を担保して、しっかりと行って頂きたい。

桂明宏委員

500平米以上というのは、土砂が運び込まれた面積なのかとの質問。

事務局

その土地を工事するエリアとして500平米になる。他の自治体も大体これくらいであり、開発行為で500平米が一つの基準となっているので、その法律に準拠しているとの発言。

榎村久子会長

他の自治体のことも調べて、正式な条例案にして審議会にかけて頂くようお願いするとの発言。

案件2について審議を終了。

案件3「環境白書」について審議を宣告。

事務局に説明を求める発言。

事務局

事務局より事前に配布した「生駒市の環境《平成27年度版》」をもと

に主要な内容を説明。併せて、ごみ半減プランの進捗状況を資料6に基づき報告。

榎村久子会長
藤堂宏子委員

委員からの質問、意見を求める発言。

8ページ「(2)ごみ排出量」表内目標の再資源化率のところは、「平成19年度比」は要らないのではないかと。再資源化率そのものが記載されている表なのではないかととの質問。

事務局
藤堂宏子委員

その通りであるとの発言。

7ページのところで、「(資源化率53%)」とあるが、再資源化率ということなら言葉を統一された方が良いのではないかととの質問。

事務局
遊津隆義委員

再資源化率という言葉で統一させて頂くとの発言。

生駒市の「環境白書」は、他の市町村に比べてポイントがまとまっており、評価している。LAS-Eを含めて毎年、定量数値を求めて出すのは良い。8ページ・9ページも一目瞭然に目標の進捗状況を見ることができ良いが、38ページの表は小さく、一目ではわかりにくい。せっかくLAS-Eを導入しているのであれば、8ページ・9ページのように簡潔に、すぐに見てわかる方が良い。LAS-Eの評価が次の年にどうつながっていくのかが大事。ごみ半減の取り組みは評価している。バイオマスの資源化を、食品残さ等含め、積極的に頑張ってもらいたい。二酸化炭素の測定を継続的に行っているのは生駒市だけなので、1つの実測値としてアピールすれば良いとの発言。

藤堂宏子委員

7ページの「(6)ごみ半減プラン」について、②以降がないのに①だけあるのはおかしい。8ページ「(2)ごみ排出量」では、「焼却ごみ量」の進捗状況だけでなく、7ページにあるように、「ごみの受入量」、「資源化量」も含めた3つを進捗状況として報告して頂いた方が良い。

事務局

様々な視点でご指摘頂いているが、第2章の「環境目標の進捗状況」は、環境基本計画の目標値のみをあげている。環境基本計画の目標と、ごみ半減プラン、LAS-Eとの整合性をどのようにして図っていけば良いのかが、市としても課題になっている。CO₂の削減目標もあり、それぞれ策定した時期によってアンバランスになっていて、基準年も違う。出来るだけ市民の方々にわかりやすい形で来年は考えていきたいが、そういった事情があることを理解頂きたい。生ごみについては、家庭で「キエーロ」を使って自家処理に取り組んで頂けるよう安価で提供できる体制、PR、啓発等をしていきたい。最初にハード施設を作っても、将来的な財源、維持管理費用等のこともあるので、市民の協力を一定程度頂いてから、どうしようもない点だけ考えていきたいとの報告。

榎村久子会長
矢田千鶴子委員

委員からの意見、質問を求める発言。

白書なので、数値に重きをおいてまとめをされているが、住民がどのような取り組みをして、成果が出たのかということも併せて書いて頂くと温かみのある白書になる。数値の羅列ではなく、取り組み内容を記載することによって市民はもっと協力できると思う。竜田川について、市境だけがきれいな。合併処理浄化槽はメンテナンスが大事だと前から考えていた。そういった課題も含めて記載すると良いと思うとの発言。

榎村久子会長

色々と意見や提案が出てきたので、来年に向けて考えて頂きたい。市によっては LAS-E の市民評価の意見や提案も書いてある。記載するのは大変かもしれないが、項目だけでもあれば次の政策等に繋がり良いのではないかとの発言。

案件 3 について審議を終了。

案件 4 「その他」について審議を宣告。

事務局

1 2 月議会で市の組織変更の条例改正の提案をさせて頂いている。可決されれば、4 月から機構改革となり、新たな機構での業務実施になる。条例改正の内容について、環境経済部は改変されて地域活力創生部となり、生駒市の PR や地域活力を活性する為の部となる。環境モデル都市については、まちづくりを切り口とした環境モデル都市の取組みということで、地域活力創生部にそのまま移行する。環境事業課については、今現在の環境モデル都市推進課の保全係が環境事業課に業務移管し、環境保全課と名称を変更した上で市民部に移管する。より市民に密着した形で環境行政に取り組んでいきたいという考えを基に機構改革を実施する。

榎村久子会長

環境モデル都市に関することは会議等に関わりがなくなるのかとの質問。

事務局

まちづくりという視点での環境のモデルとして取組み、そのような事も含めて市全体の地域活力を新たに創る発想で取り組んでいきたいと考えている。環境モデル都市と完全に縁切りではないので必要に応じて皆さんのご意見を頂くとの発言。

榎村久子会長

次回の開催予定について質問。

事務局

土砂の条例の状況を見て、改めて報告するとの発言。

榎村久子会長

審議会の閉会を宣告。

1 2 時 1 0 分 閉会